

平成 29 年 11 月 28 日

審査報告

審査委員

主査 専修大学法科大学院 教授 松岡 啓祐

副査 専修大学法学部 教授 田邊 宏康

副査 専修大学法学部 教授 土田 亮

澤山裕文の課程博士学位請求論文(「アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権～模範事業会社法の改正の経緯を中心に～」)について、平成 29 年 10 月 10 日の法学研究科委員会において審査委員(主査及び2名の副査)が選出され、審査委員会が設置された。その設置以降、審査委員会は慎重な審査を行い、10月31日には、審査委員3名による最終試験(口述試験)を実施した。

最終試験実施後、審査委員会は論文審査及び最終試験の結果として、澤山裕文には博士の学位を授与される適格性が十分にあると判断した。

【学位請求論文の要旨】

(1) 澤山裕文の課程博士学位請求論文(以下、「本論文」と呼ぶ)は、会社法における株主による会社情報の収集権について、アメリカの模範事業会社法の改正の経緯を中心として詳細に理論的な検討を行ったものである。その検討には、アメリカ会社法制の歴史や株主の権利の位置付けのみならず、改正の背景や当時の各州会社法の状況等も含まれている。

わが国の会社法制では株主による会社情報の収集権の重要性が近時特に認識され、種々の検討作業が各方面で行われている。株主による株主名簿や会計帳簿等といった会社情報の収集に当たっては、特にコンプライアンス(法令遵守)を重視し企業不正ないし不祥事を防止する観点から株主代表訴訟の提起等といった経営監督機能の手段的な役割が中心となる。とはいえ、その現実の権利行使の際には株主と会社との間でしばしば紛争や対立を生じることも多い。そのため株主の会社情報の収集権の分野は会社法上関連判例や学説上の議論が多い領域のひとつである。

こうした点について、本論文はアメリカ会社法における株主による会社情報

の収集権に関し、各州の会社法の動向を含め模範事業会社法（MBCA）の歴史的な改正状況を中心としてその意義と問題点を詳細に検討している。アメリカでは連邦の統一した会社法は存在しないため、各州の会社法のモデルであり続けている模範事業会社法は常に参照されるべき重要な規範である。経済大国であるアメリカの会社法はわが国の会社法制にも大きな影響を与えており、本論文はその法規制の在り方について歴史的経緯に遡って深く探求している。

本論文の考察の手順は、次のようになっている。まず、会社法上の株主の会社情報の収集権を巡って現在、どのような議論が展開されているのか、またその問題点はどこにあるのかといった点を分析し、その結果を出発点としている（序章）。そして、株主の会社情報の収集権について、比較法的観点からアメリカ会社法の検討の総論ないし前提としてこの問題につきそもそもアメリカ会社法ではどのような理論的展開がなされ、株主権の特質は何かを分析し、検討している（第1章）。次に、第1章の検討を踏まえ、アメリカにおいて各州の会社法を統一する初めての試みである、**1928年統一事業会社法の公表の意義と株主による会社情報の収集権に関する規定を分析している（第2章）**。そして、本論文が中心に据える **1950年の模範事業会社法の公表の意義を取り上げている（第3章）**。その後、模範事業会社法の改正について、**1969年の改正の意義と諸問題（第4章）**、その改正後に **1970年代に生じた諸問題と著名な判例の検討（第5章）**、**1984年の全面改正の内容と特徴（第6章）**、**1998年と2010年改正等の動向（第7章）**、**2016年改正と主な州会社法の現在の状況（第8章）**を時代背景や関連判例にも触れながら順次詳細に検証する。そうしたアメリカ会社法の検討を踏まえつつ、わが国の会社法における株主による会社情報の収集権の歴史的経緯とその問題点を総合的に探求する（第9章）。最後に、これまでの議論状況を整理しながら、株主による会社情報の収集権の改善策を提示し、残された問題点に言及している（終章）。

以下においてはそれぞれの章ごとにその内容を慎重に審査し、その後最終的に全体的な評価をしていくことにする。

（2）各章の要旨は、次のようになっている。

[1] 序章においては、株主による会社情報の収集権の意義について、まずわが国の近時の会社法上の株主権の行使を巡る状況を見た上で、それに関しアメリカ法を検討する意義を示している。コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードといった金融庁等が作成したソフト・ロー等といった株主権を実質的に重視するここ数年の企業法制の動向等も、本論文のテーマと重要な意義を持つものとして論及している。

現在も株主提案権等の株主権に関わる規定に関しては、その濫用防止を含め

改正作業が継続している点であり、本論文の取り上げる株主が会社情報収集権を行使する際における種々の問題とも密接に関係する。そして、全体の序章として、終章に至るまでの本論文が考察を加える全体的な構成とその概要を述べている。

[2] 第1章では、アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権を検討する前提として、アメリカにおける株主権の意義や法的位置付けを含むその歴史的沿革が検討されている。株主権の法的な位置付けに関しては種々の議論があり、株主の会社情報の収集権を考える上で本質的に重要になる。

株主の位置付けとして契約的な理論構成もその基盤となるが、本論文は近時の判例の検討も踏まえつつ株主の所有者としての権利と救済を求める権利としての両方の側面があるとの考察を加えている。本論文ではそうした理論の前提になる、現実の株主権行使が果たす機能や目的も検討している。

また、ここでは1950年の模範事業会社法の公表に遥かに先立つ、産業革命の影響まで遡りイギリス会社法からアメリカ法に継受されるコモン・ロー上の株主の会社情報の収集権の位置付けや会社法制形成初期の状況が詳しく分析されている。本論文はコモン・ローの源流であるイギリス会社法の具体的な沿革に関しても参照している。初期のアメリカのカリフォルニア州やニューヨーク州等といった各州における会社法に関する制定法の状況も参考になりうるものとしている。

[3] 第2章では、アメリカにおいて1909年から議論が開始され、1928年に公表された統一事業会社法における株主による会社情報の収集権について検討が加えられている。統一事業会社法は次章以下で取り上げる模範事業会社法の先駆けないしその実質的な前身となるものであり、各州の会社法の統一を試みるものである。また、統一事業会社法の内容はその後の模範事業会社法の改正等にも影響が残っている。

この統一事業会社法が制定された際には、同法35条により株主の会社情報の収集権が規定されていた。本論文は統一事業会社法では現在と比べるとそうした規定はまだ簡潔なものではあったが、会社側による株主権の行使への不当な拒絶行為等に対しては罰則等も整備されており、注目されると指摘している。

それとともに、1920年代から30年代を中心とする当時の各州の会社法上の株主の会社情報の収集権を巡る状況にも触れている。そこでは州会社法の現代化や統一事業会社法の影響が注意深く検証されている。なかでも現在もアメリカ会社法の中心となっているデラウェア州については、1899年以降の株主の会社情報の収集権の在り方に詳しく考察を加えている。

[4] 第3章では、統一事業会社法に代わり新しく、1950年にアメリカ法曹協

会（ABA）が公表した模範事業会社法と株主による会社情報の収集権について検討が加えられている。当時は 46 条で株主の会社情報の収集権が規定されており、アメリカ会社法の起源として重要な意味を持つ。本論文では模範事業会社法成立前後の公表経緯の検討や各州の会社法制の動きについて、現在の規定との比較も含め株主の会社情報の収集権の規定内容を中心に分析している。

そもそも模範事業会社法は各州の会社法の模範となることを想定するものである。その後実際に、多くの州が模範事業会社法の全部又は一部を取り入れていることから、本論文ではそうした各州の模範事業会社法の採用状況や相互の異同等といった点についても考察が及んでいる。

[5] 第4章では、1969年の模範事業会社法の改正に主な焦点を当てる。ここではまず同法の改正と株主による会社情報の収集権について、投資者たる株主の権利を重視する連邦証券諸法の展開を取り込みつつ、1960年代のアメリカの会社法を巡る状況を確認している。本論文は当時証券取引の活発化や企業買収の増加等を受けて、投資者ないし株主の権利が見直されざるを得ない状況にあったことを指摘している。

その上で本論文が取り上げる 1969年の模範事業会社法の改正は、同法公表以来最初の大きな改正であった。そこで改正の経緯や州会社法の動向を含めて改正内容を具体的かつ包括的に検証している。同法では株主の会社情報の収集権の規定は 52条に変更され、会社情報の保存形式も見直されている。

そのなかでは株式買取請求権とともに株主の会社情報の収集権については特に株主の権利行使に重要な意味を持つ「議決権信託証書の取扱い」に焦点を当てて、どのような変更が加えられているのかといった側面に関し理論的な検討を行っている。名義株主と実質的株主の取扱いは現在でも会社法制上の重要な論点であることも踏まえつつ、本論文は議決権信託証書の保有者に会社情報の収集権が与えていた州の状況について特に注目して考察を加えている。

[6] 第5章では、1970年代のアメリカ会社法における株主による会社情報の収集権に関する諸問題について検討が加えられている。模範事業会社法に関し、前章でその概要を見た 1969年の改正に関し、改正の後の影響と 1970年代における各州会社法の不当拒絶に関する種々の防止策を参照している。それとともに、1972年の著名な関連判例である *Wood, Waker & Co. v. Evans* 事件の概要と判決の検討を踏まえつつ、1970年代に生じた株主による会社情報の収集権に関する主要な問題点を詳細に検討を加えている。*Wood, Waker & Co. v. Evans* 事件は大規模な会社の委任状勧誘に絡むものであり、本論文では連邦上の証券諸法のルールの検討もなされている。

株主の情報収集権の行使に際して、会社側による不当な拒絶に対する対処は

本論文の対象とする問題に関する主要論点のひとつである。株主が会社情報の収集権を行使する際、不当拒絶の対処に関して判例法を重視するアメリカ会社法制において本論文では判例の内容を丁寧に検討している。

また、本論文はそのほかにも各所で多数の判例の動向を取り上げている。本論文は外国会社法の改正に関する歴史的な研究として位置付けられることから、**1970**年代後半の模範事業会社法の改正自体のみならずアメリカ会社法や証券市場の株式取引を巡る当時の時代背景を浮き彫りにしている。なお、**1978**年改正で追加された株主の会社情報の収集権に関する**52**条の意義と改正の背景に関しても検討がなされている。

[7]第6章では、**1984**年の模範事業会社法の改正と株主による会社情報の収集権について検討が加えられている。**1984**年の模範事業会社法の改正は、同法の種々の改正のなかでも特に全面的な改正として知られている。その際に、株主の会社情報の収集権についても大きな変更がなされており、その特徴を中心に検討を加えている。条文自体も**16.01**条以降という形式に抜本的な整理がなされている。文言の変更も多い。

本論文がその具体的な内容を提示する**1984**年の模範事業会社法の改正により改善が図られた具体的な事項としては、以下のようなものがある。まず保存すべき会社情報の明確化が図られた上で、情報収集に関する手続が公正かつ円滑なものになるように種々の工夫が法規定に加えられるとともに、不当拒絶に関する対処等も講じられている。次いで、本論文ではそれと同時に、株式の保有数ないし保有期間要件等が廃止され、不当拒絶による損害賠償規定が削除されている点を重視し、アメリカ会社法の歴史的経緯の中でも特に注目している。

[8]第7章では、**1984**年の全面改正がなされた後のアメリカの会社法制の動向として、主に**1990**年代から**2000**年代に生じた模範事業会社法に関する問題状況の展開と株主による会社情報の収集権について考察が加えられている。その中では**1998**年になされたいわゆる情報技術の電子化（IT化）の進展による株主による会社情報の収集権に関する改正に加え、**2010**年改正による若干の修正内容を取り上げている。

本論文はそのなかでも特に株主名簿と「実質的所有者の名簿（NOBO List）」の関係について着目している。株主名簿は株主が調査を必要とする場合が増えている重要な会社情報の収集対象である。この点に関し本論文は判例の対立等を含めてアメリカにおける比較的詳しい議論が紹介され、一定の示唆を提示している。

さらに、本論文は各州の会社法が有する株主の会社情報の収集権に関する規定への影響について、踏み込んだ分析をしている。具体的には、会社情報の保

存対象の範囲、株主による権利行使のための要件、正当な目的の有無、模範事業会社法とは異なる各州独自の規定、情報収集に要する費用の負担、不当拒絶に対する救済手段、規定違反に対する罰則規定、拒絶事由等を個別的に採り上げて、それぞれ検証を加えている。

[9] 第8章では、模範事業会社法の2016年の改正と主な州会社法との関係が検討されている。2016年の模範事業会社法の改正は近時の大きな改正であり、株主による会社情報の収集権の全体的な位置付けに関しても見直しが行われている。具体的には会社が保存すべき記録の作成基準、会社に対する秘密保持合意を締結する権限の付与、救済手段等に関して修正がなされているなどの点を分析している。また、株主への財務諸表の送付規定においてはその手続上裁判所の権限が明確にされていることが注目されると指摘している。

そして現在アメリカの代表的な州の会社法に位置付けられている株主による会社情報の収集権の在り方について、デラウェア州一般会社法220条、ニューヨーク州事業会社法624条、カリフォルニア州会社法1600条以下等といった具体的な規定の内容に踏み込んだ上で、それらの相互比較とこれまでに検討してきた模範事業会社法の改正の経緯等との比較検討を丁寧に行い、各州法の特徴と相違点を浮き上がらせている。

[10] 第9章では、わが国における株主による会社情報の収集権について分析が加えられている。これまでのアメリカ法の検討等を踏まえつつ、日本の会社法制において経営監督権等の中心として位置付けられる株主による会社情報の収集権の歴史的沿革に遡ってその意義と問題点を検証している。

わが国においても外国法の継受を含め、関連規定及び判例・学説が緻密に集積されたきた。本論文はそれらについて、株主名簿、会計帳簿、取締役会議事録、株主総会の説明義務等、検査役選任請求権等の株主の会社情報の収集権を中心に改正の経緯等を含めてその具体的な意義と内容を整理するとともに、現在生じている種々の問題状況を取り上げている。そこには近時の法改正の対象となっている内容も含まれる。

その上で、本論文がこれまで詳細な検証を行ってきたアメリカ会社法との比較を踏まえつつわが国の会社法の在り方に対し、特に第一に、請求理由の明示及び主観的意図の立証については、会社と株主との間の秘密保持合意の締結や裁判所が選任した検査役による調査の活用といった方向性を示している。また、第二に、閲覧謄写の対象及び範囲等については、会社情報の調査範囲等を判断するにあたって裁判所の裁量権限を会社法の規定により付与することも検討される余地があるなどといった一定の鋭い分析を行った上でいくつかの示唆を提示している。

[11] 終章においては、以上の詳細なアメリカ会社法制の改正の経緯を中心とする検討を踏まえて、株主による会社情報の収集権について総括的な検討が加えられている。本論文はこれまでに見たように株主の会社情報の収集権を巡る議論は、一般に会社の実質的所有者といわれる株主による権利の行使をいかに確保するかという側面と、会社の利益保護や株主権の濫用の防止という側面双方の微妙な調整が必要となる奥の深い問題であることを提示する。

そうした問題意識に基づいて、具体的に本論文による株主の会社情報の収集権に関する模範事業会社法の検討がわが国の会社法制にとってどのような示唆があるのかを詳細に提示している。とりわけアメリカ法を参照しつつ株主の会社情報の収集に要する費用負担の在り方や株主が得た会社情報の不正利用に関しては、一定の罰則規定等を明確に立法上規定を設けることも検討に値すると主張する。

【本論文の評価】

(1) 本論文は模範事業会社法と各州会社法からなるという複雑な法体系を持つアメリカ会社法制における株主の会社情報の収集権の変遷に焦点を当てて、その改正の歴史的経緯を中心に詳細な検証を行っている。アメリカは各州において会社法制の形成過程や模範事業会社法との関係が様々に異なる状況にあり、その経緯を踏まえつつ考察することが重要になる。そうした株主の会社情報の収集権に関する種々の法改正による手当ての内容は法制度的な背景が異なるとはいっても、現在もわが国の会社法制にとって理論及び実務上参考になりうるものが多い。こうした本論文が慎重に考察を加えている模範事業会社法の具体的な改正の内容とそれを巡る各州法の動向はわが国では過去にあまり紹介されておらず、その点でも本論文は緻密に資料を収集し、独自の視点から分析を行っている大変な労作であり貴重な会社法分野の法学研究の成果と言うことができよう。なお、本論文は「株主の会社情報の収集権」として、その収集の対象となる範囲を広く把握している点も他に類を見ない独自の重要な特質となっている。

本論文の中核となっているアメリカの模範事業会社法の規定は種々の点でわが国の商法及び会社法制にもこれまで参考にされてきていることから、本論文の学問的価値は大きい。本論文では改正等の当時の背景や株主の会社情報の収集権に関する各種の株主権を含めて、可能な限りその起源に遡り手堅い緻密な調査が行われていることが窺われ、顕著な研究能力を表している。さらに、わが国では株主の会社情報の収集権を巡る公正な法制度の在り方は現在喫緊の重要な検討課題となっているため、本論文はそうした点を研究対象としたきわめ

て意欲的なものとして評価できる。また、本論文は模範事業会社法を中心とする株主の会社情報の収集権を巡る検討に関連する形で、各所においてデラウェア州やニューヨーク州、カリフォルニア州等といったアメリカの主要な州の会社法制の関連諸規定についても周到に分析対象として取り上げて模範事業会社法との相互比較を試みており、そこでは研究論文としての適確な問題意識と深い洞察力を示している。そうした丁寧な検証作業から得られる貴重な成果はわが国の会社法制に対しても示唆するところが少なくない。

株主の会社情報の収集権を巡ってはその行使要件（持株要件や株式の継続保有要件、実質株主の取扱い等）、濫用防止のための正当な拒絶事由の内容、会社側による不当拒絶の場合の罰則や株主の救済手段、裁判所における公正かつ迅速な手続等検討すべき課題が多い。不正防止や責任追及のための経営監督を中心とする株主の情報収集のための種々の権利行使が重要である一方で、会社の機密情報の保護といったバランスも重視されなければならない。そういった紛争を取り扱う裁判所の役割も重要になるが、そこでは当事者間の費用負担や迅速性もひとつの判断要素になる。関連判例も多数に上ることからその検討作業には相当の時間を要する。

本論文はそうした種々の側面について、比較法的観点から重要性の大きい外国法の歴史的過程に遡り緻密な検証を基にわが国の会社法制への示唆を得ようとするものである。もとより本論文は株主の会社情報の収集権に関し、これまでのアメリカ会社法の種々の状況を踏まえ模範事業会社法の中心条文の改正の動向を中心とするものであり、株主権に関する基礎理論的な側面を持つ。

株主の会社情報の収集権は近時のコーポレート・ガバナンスを重視する傾向のなかで資本市場法制（証券諸法等の法規制）の関係を含め会社法制において奥の深い広い各種の権利を包含するものである。そうした規定の相互関係、実効性の高い具体的な運用や判例法理の展開、訴訟法上の具体的な手続との関係等についてはさらに多くの時間をかけて掘り下げた検討を要するため、本論文には今後より一層の深化も大いに期待される。そこで、本論文は広義では会社法上の「株主権の法理」の分野に属する研究に位置付けられるものであり、法理論上もきわめて高度な研究水準にある論稿として高く評価できる。

（２）最終試験の結果

最終試験の口述試験において審査委員会は、本論文の評価において述べた内容を中心に、多角的かつ詳細な質問を行った。そうした質疑応答の中で、澤山裕文は、本論文の内容を踏まえて自らの考えを的確に述べて、しっかりと適切に回答した。

そこで、審査委員会は、最終試験の口頭試問での質疑応答の内容等から総合

的に評価した結果、澤山裕文が最終試験に合格したものと判定した。

なお、審査委員会は、本論文のうちいくつかの修正、補足すべき点に関しては加筆ないし修正することを求め、澤山裕文は、これに同意した。

(3) 結論

以上のような本論文の評価に基づく論文審査の結果及び質疑応答の内容等から評価した最終試験（口述試験）の結果に基づき、審査委員会は、澤山裕文には、博士の学位を授与される適格性が十分にあると判断した。

以上